

法学部創立40周年に寄せて

——品川移転の記録——

舟橋 哲

はじめに

- 一 品川キャンパスへの移転決定に至る経緯
 - 二 移転準備・実施の体制 —— 携わった組織と人々 ——
 - 三 移転開始と移行期の学部教育
 - 四 図書の移転と資料環境の整備
 - 五 研究室整備問題
- おわりに

はじめに

(2014)年、品川キャンパスへの移転を開始した。7年を経た現在、「品川移転」はほぼ最終局面を迎えつつある。本稿は、法学部創設40周年にあたり、学部の転換点となったこの品川移転の顛末について、当時学部の運営に携わった一人として、種々の状況を回顧し、学部の足跡を記録にとどめようとするものである。

なお、「品川キャンパス」は、かつて「大崎キャンパス」と呼称されていたところ、法学部の移転を機にキャンパス名称変更が行われて現在の呼称となった経緯がある。文中では混乱を避けるため、時期を問わず名称をすべて「品川キャンパス」に統一している点を一言しておく。

一 品川キャンパスへの移転決定に至る経緯

(一) 学園振興プロジェクト中間報告におけるキャンパス構想と法学部の対応

法学部の品川キャンパス移転の発端は、平成17年に遡る。

平成15(2003)年、大学設置基準要綱細則が改正され、従来「一般教養的教育と専門教育とを別地で実施する場合は、教育研究上差し支えない限り、相互間の距離は、片道1時間以上でもよい」とされていた規律が廃止されることとなった。このため熊谷・品川の両キャンパス間の移動に片道1時間以上を要する本学においては、同一キャンパス内において4年間の一貫した学部教育を行う体制の整備等が課題となり、学園の将来構想においては二つのキャンパス間における学部配置が検討されることになった。

こうした中、平成17(2005)年、学園理事長をリーダーとして設置され、学園の将来構想を検討する「学

園振興プロジェクト」が、「立正大学ブランディングプロジェクト」の中間報告をとりまとめた。その内容は、いわゆる二校地一団地方式を存立の基盤とする立正大学の二つの校地を都市型（品川）・郊外型（熊谷）に分類し、それぞれのキャンパス特性に適合した研究・教育資源の配分を行うことを提言するものである。この中間報告において、法学部は、経済学部・経営学部と並んで都市型キャンパスにおかれるべき社会科学系学部の一つと位置づけられた。

もともと、狭隘な品川キャンパスに1200名を超える学生の教育のために教室を確保し、教員研究室、図書室、事務室等を新たに設けることは物理的に困難であり、提言はあくまで長期的な展望の中の「一構想」にとどまるものであった。事実、平成17年以降、法学部は事あるごとに学長室に対して、品川キャンパスへの移転を取り上げるよう公式、非公式に働きかけを行ったが、反応は無く、正式に取り上げられるまでには、平成24（2012）年まで、7年を要した。

未だ先の見えない状況ではあったが、法学部は、来たるべき都市型キャンパスへの移行を見据えて、学部としての準備を少しずつ進めていった。当時北関東西部エリアでは唯一の法学部も、都心キャンパスに移転すれば、大学間競争の激しい波の中で埋没しかねない。あるいは学生の就職力強化や公務員試験対応等の出口を強く意識したカリキュラム改正（平成18（2006）年および平成22（2010）年）を行い、あるいは「産学連携」の連携の形を模索して、地元の士業関係者と共同研究会を継続的に実施し、「選ばれる法学部」となれるよう学部力の向上に向けた苦心が重ねられた。

(二) 熊谷キャンパス再整備計画および整備工事の実施

一方、「郊外型キャンパス」と性格づけられた熊谷キャンパスでは、平成22(2010)年から平成23年(2011)年にかけて、キャンパス再整備工事が行われた。開設40年以上を経て老朽化した施設の解体、広大な敷地に点在した施設設備の機能集約等を目的として行われた100億円規模の大規模整備事業であり、熊谷設置の3つの学部(法学部、社会福祉部、および地球環境科学部)の教室、研究室、図書資料室その他の多くは、新たに建設された22号館(アカデミックキューブ)に集約されることになった。

平成20(2010)年3月、建物の完成とともに、研究室、図書室、課外ゼミナール室その他施設の引越し作業が行われ、法学部は22号館5階に活動の拠点を置くことになった。一方、それまで法学部の専用的な使用施設とされてきた2号館および17号館については、かねて他学部から実習施設としての整備・利用要望が出されていたところ、新校舎移転完了後の平成23(2011)年には、長室の主宰する「熊谷校舎施設設備等検討委員会」において「返上」を求められることになった。しかし、学部裁量で使うことのできる教室設備等を直ちに「返上」するならば、熊谷キャンパスにおける学部の教育・教育活動の自由度を狭めることにもつながる。学部が今後も熊谷に存続するのか、近い将来品川に移転するのか、大学当局の方針が十分に見えない中で、判断は翌年に持ち越された。

(三) 付属中高の馬込新キャンパス移転と法学部の品川移転要望

法学部を品川に移転し、経済学部、経営学部と併せて社会科学系学部を都市型キャンパスに集約するという「構想」が具体化に向けて動き出したのは、平成24(2012)年に入ってからである。

1. 馬込新キャンパスの完成と品川キャンパス再配置計画

この年、大田区西馬込に新キャンパスが完成し、品川キャンパス内にあった付属・中学・高校は、翌年4月より完全移転することになった。大学当局は、これを機に中高移転後の校舎の利用のあり方を含む品川キャンパスの再配置計画の検討を進め、5月7日開催の学部長会議には①空き校舎である7号館、8号館、9号館および10号館を大学用に改修して校舎面積を増やし、1学部を収容できる環境を整備する②引き続き品川キャンパス整備を行い、最終的には老朽化した10号館および4号館を改修して教室、図書資料室、研究室等を集約した総合教育棟として整備する、等の方針が示された。

2. 平成24年度第2回法学部教授会における決議

この方針を受け、法学部は5月16日に開催された第2回教授会において、品川キャンパス移転を要望することが教授会の総意であることを確認し、同日付で学長室宛に、①法学部は2年後の平成26年5月より、品川キャンパスにおいて授業を行うこと(履修地変更)、②法学部の品川キャンパス移転を大学の最優先課題として位置づけることの2点を要望する旨の「法学部品川移転要望書」を提出した。併せて、熊谷キャンパス整備に関して2号館および17号館の「返上」に応じる旨を伝達した。翌5月17日、学長室から提示された熊谷キャンパスの整備計画は「法学部の品川キャンパス移転を視野に入れて」2号館および17号館施設の再活用を推進することが明記されていた。ここに、学園振興プロジェクト中間報告発表後7年目にしてはじめて法学部の品川移転が具体的な形で動き出した。

(四) 法学部品川移転の正式決定

1. 学長室提案と出された異論

法学部移転は、学長室の諮問事項として、平成24(2012)年7月21日開催の臨時学部長会議に諮られた。学長室は、法学部の提出した移転要望に対して行った検討結果(入試等外部環境、および校舎面積、教室設備等学内環境の精査)を紹介しつつ、平成26年4月から1学年ずつ、4年をかけた法学部を品川キャンパスに移転の方針を提案した。またそのための検討事項として、品川における施設設備への影響、熊谷キャンパスを拠点とする強化クラブ(全員が法学部に所属する硬式野球部)の教育体制への影響等を取り上げ、法学部がこれに対する対応案を提案する形で議論が展開された。

議論が始まってまず示されたのは、法学部の移転により狭隘な品川キャンパスが混雑を極め、とりわけ大教室が不足して授業運営に支障がでることへの懸念であった。中高が移転して施設に余裕ができたのなら、まずは既存の品川学部のため環境整備に力を注ぐべきであり、法学部の移転はその後の問題ある、という意見の他、熊谷キャンパスに多額の費用をかけて整備を行った、その完成わずか数年後に熊谷の一学部が移転することへの矛盾も指摘された。

これに対し、学長室からは、品川の既存学部への負荷を抑えるよう配慮するため、法学部の全学年を一気に移転するものではなく、1学年ごと、4年かけての順次の移転を進めていくこと、キャンパス整備は財政基盤の安定によって実現するものであるところ、そのためには学園全体の学生募集の状況を安定させることが急務であり、法学部の品川移転は学生募集等の観点から状況改善に資すること等の認識が示された。一方、法学部からは、カリキュ

ラムの改正を通じて演習科目の設置や大講義の二クラス化等を進めてきており、大教室の利用に関して既存の他学部に与える影響は最小限に抑えることが可能である等の説明を行った。

他方では、法学部が移転することによって熊谷キャンパスが過疎化することへの懸念が示された。熊谷キャンパスのあり方について議論されぬまま、要望を提出した一学部の移転のみが審議されるのは「移転ありき」であり、議論の仕方として問題であるとして、会議の進め方自体に疑義を唱える向きもあった。これに対して法学部は、移転要望は、平成17年の学園振興プロジェクト中間報告に示されたキャンパス配置の構想に沿ったものであること、社会科学系学部が都市型キャンパスに揃うことによる教育、研究上の効果や、学生募集状況の改善による財務基盤の安定等、全学的な利益の向上を意図して、全学的見地から行っていることを説明し、一学部の単独の利益、都合によって行っているものではないことを説明した。

いずれも議論は平行線をたどったが、学長より、懸念の趣旨を踏まえて提案を練り直し、改めて2ヶ月後の定例学部長会議に諮問する方針が示されて、最初の議論は一旦終了した。

2. 平成24年第9階学部長会議における諮問事項の承認

修正提案が諮問・審議されたのは平成24（2012）年9月13日開催の第9回定例学部長会議であった。学長室は以下の3項目をもってこれを最終提案とした。

- ① 法学部並びに法学研究科は、平成26年4月より順次品川キャンパスに移転する。
- ② 熊谷キャンパス及び同キャンパス所属2学部（社会福祉学部・地球環境科学部）のあり方については、立正大学

の中長期将来構想中で検討を加えていく。

③ 中長期将来構想の検討に際しては、品川キャンパス再開発プラン(特に、4号館問題)、品川キャンパス近隣地区における用地取得の可能性などの諸般の事情や、本学園の財政状況などを踏まえつつ、学部の新編・組み替え・品川移転、新学部の設置等あらゆる可能性を検討していく。

この最終提案について、熊谷キャンパス学部の将来像について不透明さが残るとしてなお反対意見が出された一方、閉塞的な状況に変化を加える大方針としてまずは提案を承認すべきであるとする意見、法学部がこれまで何度も移転に向けた提言を行い、今般また教授会一致の結論として要望を出してきた事実を踏まえるべきという意見、最終提案には、懸念事項について今後議論を進めていく方針が明記されておりこれ以上を求めることは不可能であるという意見等、最終提案を支持する向きも強く主張された。これを受け、学長は提案が学部長会議として了承されたものとみなすことを宣言し、学部長会議における議論が集結した。その後、この最終提案は同年9月26日開催の第588回理事会に上程され、上全会一致で承認された。こうして法学部の品川移転についての組織決定は完了した。

3. 学長候補者選挙

もつとも、反対意見はその後も熾り続け、法学部の先行きはしばらく落ち着かない状況にあった。というのも、約一ヶ月後には、任期満了に伴う学長候補者選挙が控えていたところ、法学部の品川移転決を含むキャンパス整備の方針とは異なる方針を唱える立候補者があらわれ、選挙の結果次第では品川移転の理事会決定の実施が危ぶまれ

たからである。平成24（2012）年10月28日学長候補者選挙が実施され、現職の再選が確定したことによって、ようやく品川移転の方針は名実ともに確定し、以後法学部においては移転に向けた準備作業が始動することになった。

二 移転準備・実施の体制 —— 携わった組織と人々 ——

(一) 決定された品川移転プランの内容

「法学部並びに法学研究科は、平成26年4月より順次品川キャンパスに移転する」という理事会決定は、全学・理事会から学部に与えられたミッションという文脈で述べれば、次の4項目を内容としていた。

- ①平成26（2014）年度入学生からは品川キャンパスを履修地とし、平成29年までの4年間で順次全学年の履修地を熊谷から品川へと移行させる。
- ②平成25（2013）年度以前の入学生については、留年した場合を含め、卒業まで一貫して熊谷キャンパスを履修地として指導を継続する。
- ③全員が法学部に在籍している強化クラブ（硬式野球部）学生については、熊谷で合宿生活をしているため、平成26年度以降も当面の間は、卒業まで一貫して熊谷キャンパスを履修地として指導を継続する。なお、熊谷キャンパスに新学部が出来る等の環境が整った段階で、法学部の熊谷キャンパスにおける授業等は新学部にこれを引き継ぐ

形で順次終了する。また、新学部の設定を含む熊谷キャンパスの活性化策については、逐次学長室の諮問に応え、提言、助言等を行っていく。

④法学部移転と併せて大学院法学研究科修士過程も平成26年度入学生より品川キャンパスを履修地とし、平成27(2015)年度までに全学年の履修地を熊谷から品川へ移行させる。

本学においてこれ以前、学部の「品川移転」は他学部においても行われてきたところであったが、それらはいずれも1、2年次に熊谷キャンパスで実施していた教養課程を廃止して、品川キャンパスでの4年間一貫教育を実現するという意味の「移転」であった。これに対して、法学部は熊谷キャンパスに創設され、4年間一貫して熊谷キャンパスでの教育を行い、それ故に、熊谷キャンパスで活動する学長政策としての強化クラブ(硬式野球部)の学生達を、その活動をサポートしつつ教育する責務をも担ってきた。その法学部が一貫教育の場を都心変更すること、しかも、4年をかけて順次移転するというのは、本学にとって初めての大きな学部再配置事業であった。先例に頼ることのできない中、逐一、政策的な判断と実施に向けた組織的な調整が必要であった。このため、大学全体を統括する学長室においても、学部においても、通常とは異なる特別な体制を敷いて準備、実施にあたった。

(二) 全学の体制

1. 法学部大崎(品川)移転関連協議会の設置(平成25(2013)年4月設置)

学長政策プロジェクトとしての法学部品川移転を円滑に実施し完成させるため、学長室は移転に伴う諸課題に対して、関係情報を共有し、協議する等の役割を持つ会議体として法学部大崎(品川)移転関連協議会を設置した。

協議会は、本会議と部会の二部制を採り、学長、学長補佐、副学長、法学部長および法学部移転担当主任、全学事務局長、学部事務長からなる本会議と、施設設備、学事、入試広報等を所掌する各担当副学長が統括する部会の二部構成で構成され、本会議と部会とが相互に連携しつつ、方針の決定↓実務作業↓課題の報告↓対処方針の決定というサイクルで移転作業が進められていった。学長の指示の下、学長補佐が実質的な設置・運営の中心を担い、丁寧な意見集約と学長室の責任ある判断を前提としたこのような体制作りは、ともすれば司令塔と当事者のみが独善に陥りがちとなるこの種の事業にも関わらず、各部署が安心感をもって各々の業務に専従する下地を作り、移転事業を円滑に進めることにつながった。

2. 社会科学系3学部連携協議会

品川キャンパス移転事業は、品川キャンパスに社会科学系三学部を揃え、教育、研究、学生募集、地域貢献等の各分野でシナジー効果を発揮させることにあつた。そこで、移転業務とは別に、移転後の学部間の連携協力のあり方、進め方を協議するため、経済学部、経営学部、法学部の各学部長からなる社会科学系3学部連携協議会が設置され、その結果、法学部の品川移転を契機として学部間連携にかかる新たな制度、取り組みが実施されることとなった。

① 学部間の相互履修制度

かねて学部毎に閉ざされていた各学部の科目の一部について、指定の上で相互に開放し、学生が学部を超えて履修し、卒業単位ことを可能とする制度(学則19条の2の2)が創設された。この相互履修制度は現在もなお活用され、特に宅建等の資格取得のため、経済学部、経営学部から法学部の授業を履修しようとする学生は常に一定の割合で

存在し、法学部移転の一つの成果となっている。

② 課外講座の解放

社会科学系三学部にあつては、卒業後の就職志向が類似する。法学部は資格試験、採用試験用の対策講座を学部独自で開講、運営するノウハウを蓄積し、一定の成果をあげていたところ、品川キャンパス移転を機に、特に共通のニーズの高い宅建講座等について経済学部に開放し、学生はリーズナブルな価格で効果的な試験対策講座を受講できるようになった。

③ 三学部共催の公開シンポジウム

平成24(2012)年12月には、熊谷キャンパスで法学部、経済学部、経営学部三学部共催の公開シンポジウムが開催された。「若年雇用問題の背景と課題、展望」と題して開催されたこの年のシンポジウムでは、社会全体の高齢化が進む一方で若年層の失業率が上昇していた当時の社会状況について、これを単なる法律問題としてだけでなく、経済学や経営学の観点から、問題の背景や課題を分析、整理し、将来的な展望へと結びつけようとしたものであった。

法学部および法制研究所の主宰する公開シンポジウムは、学部、研究所の法学研究の成果を社会に還元する地域貢献の一貫として開催されてきたものであった。しかし、法学部移転が正式に決定したこの年においては、社会科学系三学部の連携が教育、研究、地域貢献等に対してどのような可能性持つかを、具体的な形で学内学外に示すことが必要と考えられたことから、主催者に二学部を加え、三学部共催が実現したものである。社会科学系3学部の連携協議会の形成やその成果としての相互履修制度、課外講座の開放等の下地となったイベントとして記憶されるところである。

(三) 学部における体制

1. 品川移転担当主任

一方、法学部内部においての移転準備は、執行部である主任会において協議して対応方針を定め、必要に応じて原案を教授会に諮り、また、進捗状況を報告する形で進められ、一般的な枠組自体は平常時と変わるところはなかった。

もつとも、学部業務のルーティンをこなしつつ広範囲かつ膨大な課題を事務局と協議・調整しながら着実に進めていくためには、学部・全学運営の全般に通じ、必要に応じ手全学と直接に実務交渉・協議に応じる権能を担う特別な担当役職が必要であった。このため、移転準備期間である平成25（2016）年度から主任会に、教務担当、学生担当、入試担当に加えて、キャンパス移転担当の主任を定め、学部の移転実務のいわば管制官とした。

一方、法学部は学長室から、品川の移転後の熊谷キャンパスの活性化について提言等を求められていたことから、熊谷キャンパスの諸事情を踏まえた現実的かつ実現可能な提案を行うため、品川移転担当主任を熊谷施設担当の主任の兼務を依頼し、その原案を主任会で審議して法学部提案として提案することとした。学部レベルで実施可能な事項（熊谷市との連携により実現した市職員による行政実務演習、地元士業協会との連携による研究会の実施や実務講師の依頼等）の他、法学部移転後の熊谷キャンパスにおける新学部設立の基礎となりうる様々な構想（熊谷キャンパスにおける強化クラブに適した教育のあり方、地域連携を活かした教育のあり方等）についても議論し、その原案は適宜学長室に提案された。熊谷キャンパスにおける新学部構想は、その後紆余曲折を経て令和3年度のデータサイエンス学部の設立をもって一応集結したが、その道程には大学学長室からの要請を受けて法学部が提案した幾多の事項が

あることを特に記しておきたい。

2. 学部事務室の体制

学部の教育・研究体制を支える学部事務室にあつては、準備期である平成25(2013)年度の秋から、職員4名中の1名が先行的に常住し、品川キャンパスにおける情報取捨・伝達の窓口の役割を担った。また、これに伴って不足した熊谷キャンパスの人員については、学部採用のアルバイトの他、全学の補助のもと、派遣スタッフが加わって通常業務を支えた。さらに、必要に応じて、熊谷キャンパスから法学部事務室職員が出張して教室配当調整等の実務にあたり、次年度からの受け入れ準備にあつた。

移転が開始して以降は、平成26(2014)年には2名が、平成27(2015)年には事務長を含む3名が品川キャンパスに常駐配置され、さらに応援のための派遣職員も品川キャンパスに配置されて順次移行体制が進み、熊谷キャンパス所属の法学部生(硬式野球部所属学生等)のためのサポート業務は熊谷学事課、学生課等に移管されて、平成29(2017年)度の末を持って、熊谷キャンパスにおける法学部事務室は閉鎖された。

この間、事務室を統括する事務長は日常的に、また熊谷に所属する教務担当スタッフも折に触れて熊谷・品川間を行き来する日々が続いた。移転期には両キャンパスにまたがって講義を行う教員の負担も大きかったが、通常業務の傍ら学部移転に関連した準備や実務にあたり、学部の活動を支えた熊谷、品川の各事務室スタッフの尽力もまた大変なものであった。さらに永年法学部の事務スタッフを支え、教員からの信頼も厚かったお二人のアルバイト職員は、事務室閉鎖後もなお1年間に渡り熊谷キャンパスにおける法学部事務サポート要員として法学部図書室の残置資料の整理にあたり、移転業務を完遂して契約終了を迎えられた。特に記して永く記憶にとどめておきたい。

三 移転開始と移行期の学部教育

(一) 講義科目

移行期間の学部教育に関して法学部が掲げた方針は、第一に、品川キャンパスにおける学習と、熊谷キャンパスにおける学習に差異を生じさせないこと、であり、第二に、品川キャンパスにおける他学部の学習環境にできるだけ影響を与えず、かつ法学部学生に提供する学習環境が他学部学生のそれとバランスのとれたものとするのであった。

1. 両キャンパスにおける同等の学習環境の確保

両キャンパスにおける学習環境を同質化するためには、両キャンパスにおける開講科目の確保が必須であったが、その実現には同一科目を両キャンパスで二重に開講するか、それが難しい場合には、遠隔授業システムを利用して両キャンパスで同時に受講が可能にする必要があった。このような状況に対処するため、以下のような対応が採られた。

①カリキュラム改正

異なる履修地で同一カリキュラムを採用することは、履修案内等の理解をめぐって、学生、教員の間は無用の混乱が生じる懸念があった。このため、品川に第1期生を迎える平成26（2014）年度に向けてカリキュラム改正

を行い、講義案内を別のものとして、形式上熊谷キャンパスカリキュラムとの連続性を絶つこととした。その上で、品川キャンパスにおいては小人数クラスが増加することに対応するため、演習系科目の整理を行うなどの最低限の改編を行った。

②二重開講と増加する人件費への対応

品川、熊谷両キャンパスにおける二重開講科目は、1年目においては教養科目の一部にとどまるものの、移転が2年目および3年目に入り配当年次が2年生の専門科目が履修されるようになるに急激に増加した。品川、熊谷で隔年開講とする等の方法によって開講科目を絞りこむ等の工夫は行ってもなお、学部教員のマンパワーだけで賄いされるものではない。畢竟、非常勤講師を増やして対応せざるを得ないが、一方で非常勤講師の人件費は学部予算から支出されるため、非常勤が増えるほど学部の財政は逼迫する。そこで、法学部は大学側に大学事業としての法学部の品川移転に対する補助として、特に平成27年度および28年度を中心に非常勤講師人件費の補助を求め、何とか窮状を乗り切ることができた。

③遠隔授業システムの導入と技術的課題の解決

さらに二重開講するには非常勤人員の人員確保が困難な科目については、両キャンパス間を専用回線でつなぐ遠隔授業システムを用いることとなった。学則上、60単位まではインターネット等の多様なメディアを用いて行う授業を履修し、卒業単位とすることが可能であった。このため、遠隔授業を本格的にカリキュラムに導入することとし、移行準備期にあたる平成25(2013)年度に「遠隔授業マニュアル」「遠隔授業担当者の特別手当に関する申し合わせ」を策定し、これにもとづいて、平成26(2014)年度は11科目で、平成27(2015)年度は6科目で遠隔授業を実施した。もっとも、授業管理のため1の授業について二人のサポート要員をつける体制をとった

ことにより、人件費等の支出が著しく費用が高んだため、平成28（2016）年度以降、残念ながら遠隔授業は凍結となった。

皮肉なことに、コロナ禍の中でオンライン授業は復活することになった、令和3年度、現在、熊谷キャンパスで活動する公式野球部の学生達は、熊谷キャンパスで活動しながら、オンライン授業の環境下で品川キャンパスの授業を履修している。ZOOMやTEAMSを用いて比較的気軽に遠隔地教育ができる、この環境があの頃に存在していたなら、移転への対応もまた異なったものになっていたかもしれない。

（二）品川キャンパス環境への適応

一方、狭隘な品川キャンパスの環境に、他学部の授業実施にできるだけ負荷を与えることなく溶け込むためには、逼迫した教室事情に対応することが必要であった。

①数に限りのある大教室の利用調整に対応するために、大講義を二クラスに分割すること、②履修抽選制を導入して授業を小規模化すること、③増加した小規模授業の確保のため、時間割を柔軟化して他学部との間で教室の利用調整を図ること、等のあらゆる工夫が採られ、現在も続けられている。なお、こうした対応策の大前提として、平成25年度には、法学部も既存の品川学部併せて昼夜開講制を採用することを内容とする学則改定（学則第5条）がなされた。

（三）ゼミナール

開設以来、学部教育の中核を担ってきたゼミナール活動は、品川キャンパスへの移転を機に運営体制をリニュー

アルすることとなった。従来熊谷キャンパスでは、各ゼミナールからの代表者により構成されたゼミナール協議会が自律的に活動し、役職を定めて、あるいはゼミ大会の運営やゼミ論集の編集等を行い、あるいはスポーツイベントや卒業時における謝恩会等の企画等も行ってきた。学部は基本的にゼミナール協議会に運営を委ね、備品の調達や運営資金の面において財務面等を補助する等の態度をとってきた。

しかし、時代の変化とともに学生の気質も変わり、ゼミ活動に対するプライオリティは低下して、熊谷キャンパスにおけるゼミナール協議会は機能不全に陥りつつあった。そこで、品川移転を機にゼミナール協議会については熊谷キャンパス限りで解散する方向に誘導し、移転後は法学部が責任をもって教育の場としてのゼミナールを企画運営し、各ゼミナールへの連絡は各ゼミのリーダーからなるゼミ長連絡会議を伝達機関として行うことになった。

このような方針のもと、平成26年末には品川キャンパスで初めてのゼミナール募集が行われ、この際には、サポート要員として熊谷キャンパスの上級生の参加が容易になるよう、上限を定めて交通費を法学部が負担する体制をとった。また、平成27年度には、ゼミナール協議会が運営する熊谷での最後のゼミナール大会が、翌平成28年度には法学部が運営する品川での初めてのゼミナール大会がそれぞれ開催され、平成29年度には、卒業式に先だって、ゼミナール協議会の最後の総会が開催され、その場で協議会の解散と、残余財産を品川キャンパスにおけるゼミナール活動の充実のために法学部に寄付するための贈呈式が執行われ、ゼミナール協議会はその活動を終えることになった。

(四) 強化クラブ(硬式野球部)に対する教育体制

本学においては永らく熊谷キャンパスで4年間一貫教育を行ってきた法学部、社会福祉学部および地球環境科学

部が、学長室から強化クラブの指定を受け、熊谷グラウンドで活動する公式野球部、ラグビー部、サッカー部の教育を担当してきた経緯があり、法学部は野球部学生の教育に責任を負ってきた。このため、法学部の品川移転に際しては、新たに強化クラブ学生を受け入れて指導する新学部が設立されるまでの間は、法学部が継続して熊谷キャンパスにおける野球部学生の教育に責任を持つことが条件とされた。

一方で、軸足を品川キャンパスにおける法学教育に移行していく過程では、熊谷キャンパスの教育に隙間がでることも予想された。そこで、移行2年目の平成27(2015)年、法学部は大学に対して、熊谷キャンパスにおける野球部員に対する法学部教育の質の維持(学部教務委員会と連携して、学生の教学指導、生活指導を担当する)に必要な教員1名を、学部割り当てられた人事枠とは別の、「学長枠人事」教員として採用することを要望し、これが認められて、平成28年(2018)年4月から、教員1名が熊谷キャンパス専従の教員として着任することとなった。

なお、平成26年以降、首都圏への学生集中への歯止めとして、首都圏における私立大学の定員管理が厳格化され、平成30(2018)年以降、学生数8000人超の大学にあつては、1学部でも募集定員の1・1倍を超える入学者がある場合には、私学助成が全額不交付となるベナルティが課されることになった。これを見越して、本学は平成28(2016年度)募集定員を全体で205名増やすことを決定したが、その際、法学部は従来(定員300名を340名とすること)引き換えに、野球部教育のための学長枠人事教員の1名枠を熊谷キャンパスにおける野球部学生の受け入れが終了するまで維持すること、また、野球部受け入れを終了した後に定員340名を維持するときは、法学部に同等数枠の教員枠を維持することとなった。これにより、法学部固有の人事枠は従来の28名から1名増加して29名となり、これに英語教員枠の1名と学部採用の助教1名を加えた31名が学部専任教員となつて、教

育体制に厚みを増すこととなった。品川キャンパス移転と直接の関係性はないものの、これもまた、キャンパス移転を機に実現した学部の「成果」の一つといえるかもしれない。

四 図書の移転と資料環境の整備

(一) 図書移転で直面した課題と対応

品川移転に際して、研究室問題とならば、極めて重要かつ困難な課題は、熊谷キャンパスに学部開設後 30 年以上にわたって蓄積されてきた膨大な図書資料の移転であった。

狭隘な品川キャンパスには、多くの図書を一時に移転し、収納するスペースはない。一方、熊谷キャンパスにあっては、法学部図書資料室には学部、大学院法制研究所および個々の教員が各予算で購入した書籍類が、図書館には図書館で購入した書籍に加えて、学部、大学院、法制研究所が各予算で購入した書籍のうち、雑誌のバックナンバー等を含む古くなった書籍類が、重複を厭わず未整理のまま収蔵されており、その数は 20000 冊を超えていた。

品川キャンパスでの教育・研究に必要な図書資料として、何を、どれだけ、どうやって品川に移転するかの方針を定め、図書の選別を中心とする作業手順を策定し、移転作業を指示する、気の遠くなるような作業を着実に進めるには、調査力、企画力、担当部局との調整力を備え、作業者に適切な指示監督を行うことができる担当者、図書移転に関する特別な権能を付与して実務を担当してもらわなければならない。このため、通常の委員会業務とは別に、

図書移転担当を担う特別な委員を委託して実施した。

(二) 図書移転の実施体制と移転作業

図書移転担当が奔走し、熊谷図書館、品川図書館それぞれの担当者と交渉して、平成25（2013）年度初頭にはまとも上げた移転計画の内容は以下のようなものであった。

- ①品川キャンパスにおける教育活動に当面必要な法学関連図書7000冊を選別して移転作業を行う。
 - ②図書館管理と学部管理の図書を振り分けて移転する。
 - ③図書館予算で購入した図書は、品川キャンパスの図書館に移転する。
 - ④法学部予算で購入した図書は、品川キャンパス5号館地下書庫に移転する。
 - ⑤法学研究科院生研究室の図書は、品川キャンパス8号館（共同研究個室、院生資料室）に移転する。
 - ⑥重複が過ぎる図書、改訂、改版により旧版として不要になった図書については廃棄する。
- 方針自体は明快であるものの、膨大な数の図書から7000冊を選別し、これを方針に従って移転先毎に振り分ける作業は決して容易ではない。作業は8月、9月、12月以降の3期にわたって、信頼のおける学生アルバイト10名程度を採用して、教員の指示のもとで着実に行われた。

(三) 品川キャンパスにおける法学関連図書の整備

1. 図書館蔵書の充実

一方、品川図書館においては、移転する旧熊谷蔵書とは別に、学生の教育に有用な最新の図書類を備えることも

急務であった。そこで、移転期間においては、法学部の図書費約200万円を品川図書館に移管し、選書は法学部教員が担当して、学年が進む毎に必要な法学専門図書を逐次購入、配架してもらうこととした。平成29年の移転完了期まで続いたこの作業により、学部教育に用いられる必要最低限度の図書環境が整備されることになった。

2. データベース環境の整備

もっとも、このような作業を経てもなお、品川キャンパスの限られたスペース十分な量の法学資料を備えることには限界がある。このため、学部では平成26年度以降は、ネットで利用できる各種の判例、文献データベースを積極的に導入する方針を定め、学部予算によってTKCローライブラリー、法律判例文献情報、英米仏の各法学データベース環境を整備した。VPN接続により外部からもアクセス可能なデータベース環境が整備されていたことで、令和2(2020)年から令和3(2021)年にかけてのコロナ禍の中でも学生のゼミナール指導や卒論指導を行うことができた。

五 研究室整備問題

(一) 品川移転決定時における研究室整備方針

学部の品川移転にあたり、最も大きな問題の一つとなったのは、専任教員のための研究室の確保であった。学校教育法は、大学校舎には、必ず専任の教員用の研究室を備えるものとしている(36条1項3号、同2項、大学設置審

査基準要綱細則第四一)。このため、移行期間中、熊谷、品川の各キャンパスには、講義、基礎ゼミナール等の教材準備や学生指導のためのスペースとして研究室が必要となった。

1. 熊谷キャンパスにおける研究室の存置

移転元の熊谷キャンパスでは、同キャンパスで受け入れた学生の在籍期間である、平成26(2014)年度から平成28(2017)年度にかけての3年間は、講義、ゼミ指導が続くため、同キャンパスにおける研究室は平成28年度まででは存置する必要があった。

2. 品川キャンパスにおける研究室整備方針

一方、移転先の品川キャンパスにおいても、新入生のための学部講義が始まるため、研究室は整備しなければならぬ。もともと、法学部の移転を前提とした品川キャンパスの整備(旧中高校舎の改修工事等)にあつては、学部が移転しても他学部の授業運営に支障をきたさないようにするため、教室数の確保が至上命題であり、学部長室、研究科長室等の必要最低限度の施設以上に、教員一人に一室の研究室を確保することは難しい状況であつた。

そこで、移転決定に先立つて学長室から法学部に対し研究室について以下の提案が出された。

①キャンパス移行期の当面の対応として、8号館3階に二つの「共同研究室」を設置すること(学校教育法の定める研究室については、面積等に関する基準や目安はなく、必ずしも個室である必要はないとされるが、一方で研究執務に専念できる環境や、学生の教育上、オフィスアワーに適切に対応できる適切な設備であることが求められるため、この条件を満たすため、内部をパーティションで仕切って個人研究ブースとし、研究執務に専念できる環境を確保する。また、学

生相談等に対応するために、共同研究室内には小さな個室を設置する。

② 移行期間後の個人研究室の整備配置については、平成25年度以降に策定に向けた検討が進む品川キャンパスの再整備計画(品川キャンパスマスタープラン)の中に位置づけ、4号館の建替に関連して進めていくこと。

③ 正式に研究室が整備されるまでの間は、法学部教員は、品川キャンパスにおいて共同研究室の環境を甘受すること。

平成24(2012年)5月、移行期間後の研究室の確保については、まだ明確な道筋がつかないままであったが、研究室整備に関するこれらの条件を受け入れることを前提に、法学部教授会は全会一致で品川キャンパスへの移転を要望した。

(三) 研究室整備方針の白紙化と新整備方針の模索

1. 11号館新館構想と4号館建替計画の消滅

ところが、移転準備が進む平成25(2013)年度になって状況は一変した。この年、理事会が品川キャンパス11号館に隣接し、山手通りに面するビルおよび敷地の購入を決定し、同敷地に新たに11号館新館(現13号館)を新築するプランが持ち上がった。これにより、4号館の建替え構想を中心に進んでいた品川キャンパスの再整備の方向性は、11号館新館の新築を中心とする構想へと大きく舵を切り、従来の研究室整備の方針は完全に宙に浮いてしまった。

2. 研究室確保に向けた要望と交渉の連続

移転が開始した平成26（2014）年度に入ってもなお研究室整備の方針が見えず、学部教員からも先行きに対して不安の声が上がる中、法学部は公式・非公式に再三にわたり大学側に新たな研究室整備の方針を示すよう要望する、硬直した状況が続いた。

これに対する大学側の回答は平成27（2015）年度、2度にわたって提示された。

① 8号館リモデリングプラン

7月には、8号館3、4階のリモデリングによる研究室個室整備プランが提示された。これは、同研究室となっている8号館3階、および同4階の心理学部の実験・実習施設をリモデリングして個室化する提案であった。しかし、このプランにおいては、8号館の耐荷重制限から各個室における研究書籍の収納スペースが極小となり、熊谷キャンパス研究個室にて所蔵している研究図書等の4分の1程度しか移転できない等、極めて制約が多かった。このため、学部として提案を受け入れられない旨を回答するとともに、「研究スペースの早期の個室化」ではなく、「品川キャンパス再整備計画における法学部教員研究室内の整備の位置づけ」を提示するよう、さらに申し入れた。

② 校外地活用プラン

これを受け、12月には新たな研究室整備計が示された。当時大学が所有していた390坪（約1300㎡）の郊外地（大崎4-15）に、法学部教員の個人研究室、学部長、研究科長、法制研究所長室等を含む3階建の「法学部研究棟」を建設するプランであった。これは、品川キャンパス再整備計画に付属するものとして、法学部の研究室整備を独立、完結したプランとして策定したものであり、その内容自体も学部にとって好ましいものであった。裏門から徒歩で3分程度かかることから、授業、会議時の移動についての懸念もあったが、学部教員からは概ね歓迎、

待望する声が出ていた。ところが同年実施された学長候補者選挙による大学執行部の交代によって、結局このプランもまた霧散することとなった。

(三) 新整備プランの決定と9号館研究室の完成

事態が急速に動いたのは、平成28(2016)年度に入ってからである。この年交代した新しい大学執行部によって品川キャンパスの再整備計画が進み大学の顔となる11号館新館の建設、4号館の改修による使用継続等の方針が示されていた。こうした中法学部に対して、教室確保の見通しが立つようになったこと、また、専任教員の研究室はキャンパス内に置くことが望ましいこと等の理由から、従来教室として整備されていた9号館5階、6階部分を再改装して法学部教員の研究室を整備するプランが提示された。9号館も8号館と同様、元々中高の校舎として設計されたため耐荷重に制約があり、研究室内の壁面片側にしか書架が設置できない等の条件はあったが、熊谷キャンパス研究室並の広さを確保できることや、学部講義で利用する多くの教室と上下で繋がる移動の利便性は代えがたいこと、何より翌年度から品川キャンパスでの4年間一貫教育が整う状況にいたって、個人研究室の早期確保は至上命題となっていたことから、学部教授会においてもこのプランは歓迎され提案を受け入れることとなった。こうして、1年の設計・改修工事期間を経て新しい個人研究室は平成30(2018)年の5月に完成した。同年8月には熊谷キャンパス個人研究室からの書籍、備品類の引越しが完了行われ、こうして今に至る品川キャンパス研究室環境が整った。

思えば、「走りながら考える」、「走りながら道を造る」とは、品川移転への途を開いた大先輩の口癖であった。意思決定に鷹揚な本学にあって大きな事業を迅速に進めることは容易ではない。目的と大方針さえ定まっているの

なら、細部には臨機応変に対応すれば良い。時宜を諮って一気呵成に物事を進めるべきだというこの考え方は、いづれどこかで学部移転事業を支える考え方であったように思う。それが象徴的に、かつ好ましい形で現れたのが、研究室問題への対応であった。紆余曲折を経て、約1年間の遅れはあったものの、品川における4年間一貫教育体制が整ったのと同時期に全教員が個人研究室を得たことは、学部移転事業が完了した証として、感慨深いものとなった。

(四) 共同研究室の日々

1. 共同研究室設備

移行期間の平成26(2014)年度から平成29年(2017)年度までの4年間、法学部の教員にとって、品川キャンパスにおける研究・教育の拠点は共同研究室となった。

共同研究室はA(17席)、B(13席)の二部屋準備され、出入りは、法学部の専任教員に発行されたカードキーで行った。各部屋とも内部がパーティションで天井近くまで仕切られており、一人あたりに準備されたスペースは、120cm程のデスクと、デスク横直にしつらえられた高さ200cm、奥行30cm程の小さな書架であった。各ブースにはスタンド、LANコンセント、電源タップ、内線電話が備え付けられており、教員は抽選で割りあてられたブースに授業準備と研究に必要な最低限の資料の他、思い思いの備品を持ち込んで、各ブースはいつしか教員の個性を反映したものとなっていた。また、各部屋には個人用の衣類ロッカーと授業教材等を収納するキャビネットが設置された。

また、共用の備品として、プリンタや検索性のデスクトップコンピュータ、文具などが各部屋に一式ずつが備え

られ、若干広い共同研究室Aには雑誌類が常時閲覧できるよう雑誌用書架を置いた他、丸善に依頼して見計らい図書のしくみを設け、新刊書等の展示図書を注文できるようにしていた。

さらに、相談、打ち合わせスペースとしてAには2室、Bには1室の小部屋が設けられ、学生からのレポートの提出や連絡等に備えて、廊下側にはダイヤルロックタイプのレターボックスが備え付けられた。

2. 共同研究室の日々

平成26(2014)年4月、研究室の利用や管理についてのルールとして「共同研究室および印刷室の利用に関する申し合わせ」定めて、4年間に渡る共同研究室の相部屋生活がスタートとした。それは、音への配慮、ブースの整理整頓への配慮等、ある種の窮屈さを伴うものであった。

もともと、息を潜めて授業に備え、「取調室」とも呼ばれた息のつまるような小部屋で額を付け合わせて協議した日々が、法学部教員にとって安住の地を求めている苦難の日々ばかりであったかといえ、必ずしもそうではない。共同研究室生活により、研究室内での会話の機会はもちろん声を掛け合って帰路を共にし、時に(頻繁に?)酒杯を共にする機会が増加して、教員間のコミュニケーション量は圧倒的に増加した。研究室への入室キーを忘れ、執務中の他の教員に声をかけて解錠してもらおうといったほんの些細なことも、教員相互の交流となる。その積み重ねが、法学部内にある種の開放感と一体感を醸成したように感じられるからである。

実際、現在にあっても、わたし達法学部の会議における意思決定は比較的スムーズで、紛糾することが減多にならぬ。決して反対意見や異論がないわけではないが、そうした場合にも互いにポイントを理解し、合意点を探りながら意見が交わされることが圧倒的に多い。法律学、政治学という、議論すること自体学問の内容とする専攻がそれ

を可能にしているところもあるが、私にはこの時期に醸成されたオープンな空気が、教員間の意思疎通と相互理解を容易にする下地となり、それが学部全体の力の源となっているように思えてならない。戻りたくはないが、振り返ってみれば懐かしくもある、この時期は、わたしたち法学部の「カラー」を形成した、ある種の青春時代といえるかもしれない。

おわりに

こうして振り返ってみれば、一つの学部が数年間をかけてキャンパスを移行するこの間の交渉量、準備、移転と作業量とそれにかかる労力は尋常一様なものではない。すべてを数え上げれば紙面に書ききれない幾多の課題に直面した。多少の方針の転換や調整を加えつつも大過なく今日に至ることができたのは、品川がまだまだ遠かった熊谷時代、学部の未来を見据えて道を開いてくれた先達と、道を整え準備を欠かさなかつた先輩達、荷造りと荷運びを繰り返した仲間達、成功を祈念し見守ってくれた人々、すべての善き力が結集したが故のことと信じたい。功を称え、労をねぎらい、礼を申し上げるべきそんな御一人御一人の名を上げることが容易いが、それをすればあつという間に限られた紙面は尽きてしまう。そんな思いから、心苦しくもこの小文では、法学部の品川への歩みを記憶の限りできるだけ客観的に書きとどめることで、直接・間接に事業に関わつたすべての人々に思いを馳せることとした。来る創立50周年に向けて、この移転事業がこれからも学部の善き歴史として記憶される続けることを念じて、記憶の扉を閉じることにはしたい。